

食品等流通合理化 緊急対策事業の ご案内



食品等流通合理化緊急対策事業の概要

事業のしくみ

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく「食品等流通合理化事業」の一環として、食品等の流通合理化を図るために必要な設備・機器の開発・導入の取組に対し、食品等販売事業協同組合等を支援する事業

支援の内容

- 開発・導入資金の3分の2相当額を食流機構が導入時に貸与
- 5ヶ年以内に食流機構に返済(無利息)

対象業種・資格

- 食品等販売業者が利用可能
 - ①食品等販売事業協同組合等の団体による実施
 - ②①の構成員(組合員)が実施

参加要件

- 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に定める「食品等流通合理化計画」について農林水産大臣の認定を受けていること。

対象設備・機器について

～どのような設備・機器が対象となるのか、どのような設備・機器は対象外か～

基本要件 =5つのキーワード

- 新しい技術 → 3年以内に開発された設備・機器
- 品質管理の向上 → 食品の鮮度や安全性の向上が見込まれる設備・機器
- 省力化 → 人手不足の解消、労働環境の改善が見込まれる設備・機器
- 省エネルギー → 経費の削減が可能な設備・機器
- 環境に優しい → フロン、CO₂、NO_x等の削減が可能な設備・機器、廃棄物処理設備・機器

5つの分野

- 情報 → コンピューター、情報ネットワークシステム、POS、EOSシステム等
(ハードあるいはハードとソフトの一体整備)
- 物流 → 冷凍・冷蔵車、電動フォークリフト、電動ターレ、移動販売車、防水・防塵対応トラック等
- 多温度帯 → 冷凍・冷蔵ショーケース、冷凍・冷蔵庫等
- 省エネ → 各業界固有の省資源型の食品製造・加工設備等
- 廃棄物 → 廃棄物回収・保管・運搬設備、再資源化設備、減量化設備・機器等

対象とならない 設備・機器

- × 建物、撤去費、工事費、内装等
- × 店内の照明、空調設備
- × 開発(改良)後、相当の年月を経過しているもの、中古品
- × 店内配送車(カートラック、トレイカート)等
- × 常温ショーケース(陳列棚、棚板、ラック等)
- × マイクロバス
- × テーブル(作業台等)
- × その他備品的なもの
- × 消費税等税金類、保険料、保守料
- × 指導料、研修会費等

緊急対策事業への参加手順

ステップ1 (参加準備)

事業者：設備機器の選定・見積書徴収等
所属団体：事業計画の取りまとめ

事業者
(組合員)

事業者
(組合員)

事業者
(組合員)

販売業者

事業者：業務委託会社を通じて
リース契約等を締結
販売業者：納品
業務委託会社：代金支払・預託金回収
食流機構：業務委託会社へ預託金支払

ステップ4 (納品・代金支払・ 預託金回収)

ステップ2 (食品等流通合理化 計画の申請)

所属団体：食品等流通合理化計画を作成し、
農林水産省へ申請・認定を受ける

農林水産省

所属団体
(食品等販売事業協同組合)

食流機構

業務委託会社
(指定リース会社)

所属団体：参加申込書を食流機構へ提出
事業実施の承認を受ける
食流機構：小委員会に諮り、参加申込を
承認する

ステップ3 (食流機構へ参加申込)

注意

本事業では、導入事業者の経営状況等についての信用調査を行います(食流機構の指定リース会社が実施します)。結果によっては、事業を実施できない場合があります。

支援の内容 (リース方式)

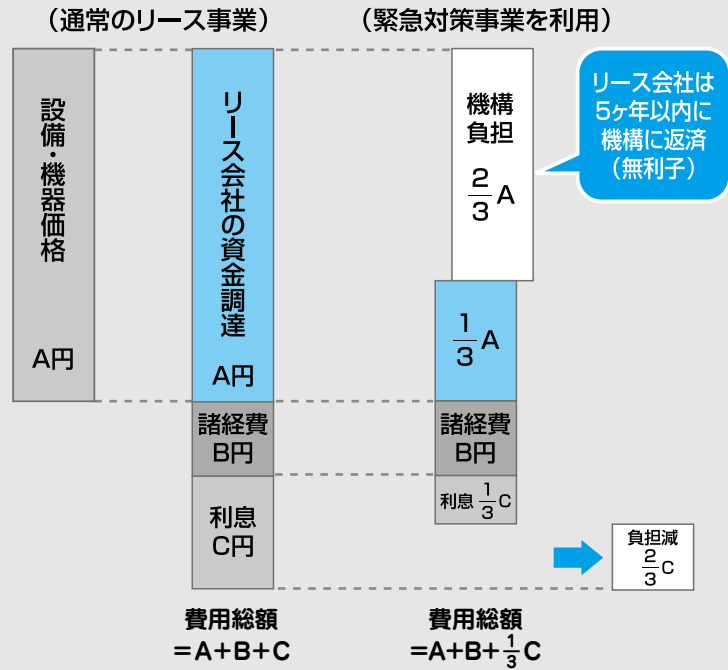
導入方法

- リース方式による導入は、食流機構が業務委託した『指定リース会社』とのリース契約になります。
- 設備・機器はリース会社が所有。リース期間終了後はリース会社に返却（又は再リースにより継続使用も可能）

返済方法

リース会社に対して、リース料を支払う。
(食流機構への返済はリース料に含まれています)

導入者のメリット



支援の内容 (割賦方式)

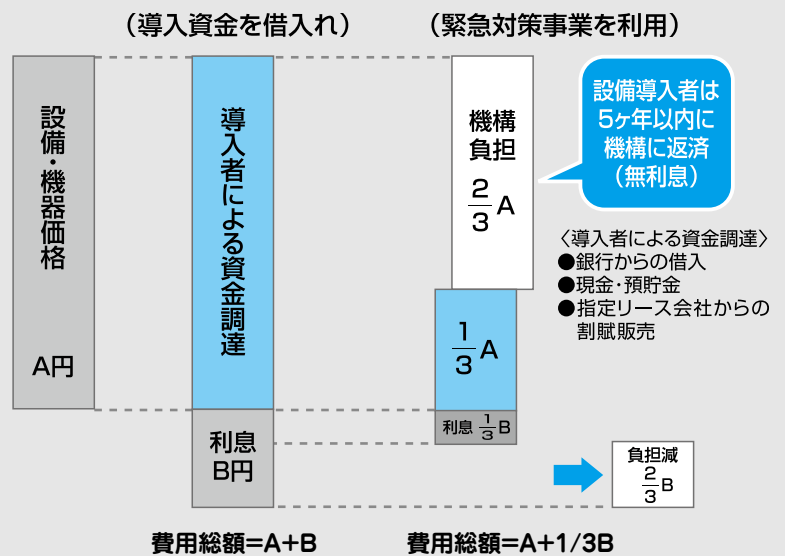
導入方法

- 割賦方式による設備・機器の導入は、食流機構が業務委託した『指定リース会社』を通じて行います。
- 設備・機器は導入者が所有。(ただし返済期間中は、リース会社が所有権を留保、終了後は導入者に移転)
- 別途、リース会社の事務取扱手数料(動産保険料等)が発生します。

返済方法

- ①導入時に資金(1/3相当額)を自己調達。
- ②以後、食流機構負担分(2/3相当額)をリース会社を通じて毎月返済。

導入者のメリット



導入事例

- 一般社団法人 A協会様
協会及び各会員が青果流通における青果物流コード及び電算処理を共同化し、業務の効率化を図るため、情報処理機器(サーバー・クライアント端末及びソフトウェア)等を導入しています。

- 一般社団法人 B協会様
協会及び各会員が、食品販売業務におけるPOS情報等の共有化のための情報処理施設を導入するとともに、各会員が食品の品質管理の適確化・効率化を図るため、冷凍車、冷凍庫、電動フォークリフト等を導入しています。

指定リース会社

食流機構が本事業の実施に係る基本契約を締結しているリース会社のことです。指定リース会社については、導入者の要望に応じて追加することが可能です。(随時、業務委託基本契約の締結を受付しています。)

- JA 三井リース株式会社
- JA 三井リースオート株式会社
- 株式会社ジャストオートリーシング
- 株式会社名古屋リース
- 三菱電機クレジット株式会社
- NX・TC リース&ファイナンス株式会社
- 株式会社琉球リース
- 七十七リース株式会社
- FFG リース株式会社
- 東京センチュリー株式会社
- 東銀リース株式会社
- 浜銀ファイナンス株式会社
- ひろぎんリース株式会社
- 北海道リース株式会社
- 三菱 HC キャピタル株式会社
- 三菱オートリース株式会社

「食品等流通合理化計画」に関するお問い合わせ先

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課 TEL:03-3502-8267



お問い合わせ先

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構 業務部

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル 6F

TEL : 03-5809-2176 FAX : 03-5809-2183

<https://www.ofsi.or.jp>

*認定申請書等はここからダウンロードできます。